

改正

平成14年 3月29日規則第 5号

平成17年 3月29日規則第 1号

平成19年10月 1日規則第34号

藤井寺市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤井寺市情報公開条例（平成11年藤井寺市条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で用いる用語の意義は、それぞれ条例で用いる用語の例による。

(公開請求書の提出)

第3条 条例第8条の規定による公開請求は、情報公開請求書（様式第1号）によるものとする。

(決定の延長通知)

第4条 条例第9条第2項の規定による通知は、決定期間延長通知書（様式第2号）により行うものとする。

(決定通知)

第5条 条例第9条第3項の規定による通知は、それぞれ次の当該各号に定めるところによる。

(1) 請求された情報の全部を公開するとき 公開決定通知書（様式第3号）

(2) 請求された情報の一部を公開するとき 部分公開決定通知書（様式第4号）

(3) 請求された情報を非公開とするとき 非公開決定通知書（様式第5号）

(第三者に対する通知)

第6条 市長は、条例第9条第1項の通知により、情報の公開を決定した場合において、当該決定に係る情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に対してその決定の内容を第三者情報決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(電磁的記録の公開の実施方法)

第7条 条例第10条第2項に規定する市長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ又は光ディスクに複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法であって、実施機関が現に使用している専用機器により行うことができるもの

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ又は光ディスクに複写したものの交付

(3) 前2号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 次に掲げる方法であって、実施機関がその保有する機器及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録を日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧及び交付

イ 当該電磁的記録をディスプレイにより出力したものの視聴

ウ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付

2 前項第3号イ又はウに定める方法にあつては、公開請求に係る電磁的記録の全部を公開する場合又は非公開部分を容易に区分して除くことができる場合に限る。

（費用負担の額）

第8条 条例第13条の規定による写し等の作成及び送付に要する費用は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）市庁舎内に設置してある乾式複写機により複写できるもの（A3判までの大きさに限る。） 1枚当たり10円

（2）外部の業者に発注しなければ複写できないもの 当該複写に要した費用

（3）録音テープその他媒体の複製によるもの 当該複製に要した費用

（4）送付に要する費用 当該送付に要する費用

（運用状況の公表）

第9条 条例第27条の規定による運用状況の公表は、請求件数、公開及び非公開等の件数、不服申立の内容及び件数その他必要な事項を告示又は広報紙に掲載することにより行う。

（委任）

第10条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成14年3月29日規則第5号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

情 報 公 開 請 求 書

年 月 日

実施機関名 様

請求者 住所

(法人その他の団体にあつては、)
(事務所又は事業所の所在地)

氏名

(法人その他の団体にあつては、)
(その名称及び代表者の氏名)

電話

藤井寺市情報公開条例第8条の規定により、次のとおり情報の公開を請求します。

請求する情報の 件名又は内容	
情報公開の実施 方法の区分	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
請求の目的	

- 備考 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。
2 請求する情報の件名又は内容は、できるだけ具体的に記入してください。

担 当 課	
-------	--

様式第2号（第4条関係）

決定期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、藤井寺市情報公開条例第9条第2項の規定により、次のとおり期間を延長したので通知します。

請求書受理年月日	
情報の件名	
決定期間満了日	
延長する期間	
延長後の決定期間満了日	
延長の理由	
備考	

備考 この通知書に対する質問については、（内 ）までお問い合わせください。

様式第3号（第5条関係）

公 開 決 定 通 知 書

第 号
年 月 日

様

実施機関名

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり公開することに決定したので、藤井寺市情報公開条例第9条第3項の規定により通知します。

請求書受理年月日		
公開の方法		1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
情報の件名		
情報の公開の実施	日時	年 月 日 () 午 前 時 分
	場所	

- 備考 1 公開の実施に指定された日時に関覧できないときは、あらかじめ連絡してください。
- 2 情報の公開を受ける際には、通知書を提示してください。
- 3 この通知書に対する質問については、(内) までお問い合わせください。

様式第4号（第5条関係）

部分公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり一部公開することに決定したので、藤井寺市情報公開条例第9条第3項の規定により通知します。

請求書受理年月日	
公開の方法	1 閲覧 2 写しの交付 3 写しの送付
情報の件名	
情報の公開の実施	日時 年 月 日 () 時 分
	場所
公開しない理由	

1（審査請求）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、 に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2（取消しの訴え）

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市を被告として（ が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 備考 1 公開の実施に指定された日時に関覧できないときは、あらかじめ連絡してください。
- 2 情報の公開を受ける際には、通知書を提示してください。
- 3 この通知書に対する質問については、（内 ）までお問い合わせください。

様式第5号（第5条関係）

非公開決定通知書

第 号
年 月 日

様

実施機関名

年 月 日付けで請求のあった情報の公開については、次のとおり非公開とすることに決定したので、藤井寺市情報公開条例第9条第3項の規定により通知します。

請求書受理年月日	
情報の件名	
公開しない理由	
備考	

1（審査請求）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、
に対して審査請求をすることができます。

なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2（取消しの訴え）

(1) この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、藤井寺市を被告として（
が代表者となります。）、裁判所に対し、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) (1)の期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起できなくなります。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 この通知書に対する質問については、（内 ）までお問い合わせください。

